

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

社会科学的知识の实践性をめぐって：

「社会动向に関する大統領調査委員会」と一九二〇年代のアメリカ社会科学

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2023-02-06 キーワード: 作成者: 荻田, 真司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001121

社会科学の知識の実践性をめぐって

——「社会動向に関する大統領調査委員会」と

一九二〇年代のアメリカ社会科学——

菊田真司

はじめに

一九世紀後半に出発したアメリカ社会科学にとって、社会科学的な知識が政策に対して持つ意味は、その当初から強く意識をされていた。というよりも、社会科学という構想そのものが、「社会に関する科学」を政治との関係において実現するという意味で、きわめて政治的な意味を持った構想であったのである。アメリカに即して言えば、その背景にあつたのは、増大する社会経済的な問題に対する既存の政治の無力と、その原因としての政党政治の非合理性と腐敗に対する批判であり、それが一九世紀後半から二〇世紀初めにかけての社会科学運動を牽引してきたのである。⁽¹⁾しかし、アメリカの社会科学に特徴的であつたのは、「政治」に対する拒否感の裏返しとしての「科学」に対する強い信頼である。その結果、アメリカの社会科学は、「政治」との直接的な関係を持たず、大学と

いう高等教育と学問の世界にその拠点を確保することになった。アメリカ社会科学諸分野の形成母体となったアメリカ社会科学協会 (American Social Science Association) の分析を行ったファーナーは、アメリカ社会科学協会に集結した、大学に拠点を持つ社会科学者と大学に拠点を持たない社会科学者双方にとって、「彼らを社会科学に引きつけることになった改革に対する関心と、社会に対する中立的な指針を提供することのできる客観的で冷静な科学者としての認知」とをいかに両立させるかが課題であり、それが専門化に向かうエネルギーを提供したことを指摘している。⁽²⁾しかし、そのことはアメリカ社会科学が現実的な関心から後退することをいささかも意味しなかった。一九世紀後半から二〇世紀初頭のアメリカの社会科学構想は、自らの社会改革に対する関心を現実化するために、既存の政治的なチャンネルとは異なるチャンネルを切り開くことを企図するさまざまな構想から成り立っていたと考えることができる。⁽³⁾

もちろん、こうした活動が成立する背景には、社会に関する「科学」的な知識の成立可能性に対する強い信頼が存在している。社会的な諸要因それ自体によって客観的に決定しうる対象が存在し、それを特定の方法によって認識することによって、政治的には中立な「科学的」社会認識が成立しうるという確信が、改革に対する熱意と科学に対する強い関心との結びつきを生み出したのである。その意味で、アメリカ社会科学における認識の客観性の問題は、常に政治的な中立性の問題と結びついてきたということが出来る。しかし、社会科学者の最終的な目標が、社会科学の知識の現実問題に対する応用にある以上、それは最終的には政治の領域に投入されなくてはならない。政治的な場の内部において、社会科学の知識の「中立性」が維持可能であるのか、という問題は、政策過程への社会科学の知識の利用が進行するにつれて、次第に大きな問題として浮上してくる。そして、十分な政治的中立性が確保できないとき、社会科学の知識は、その中立性と表裏一体である客観性をも失うことになる危険性を

はらんでいる。⁽⁴⁾

本稿では、社会科学的知识の「科学性」と権威についての自己意識が確立し、次第にその応用的な側面に関心が移行し始める一九二〇年代後半において、アメリカの社会学者たちが遭遇したいくつかのジレンマを取り上げ、それが上述したようなアメリカ社会科学の独特の性格に由来するものであることを分析する。具体的には、社会科学的知识を政策過程に應用しようとする社会学者の側からの主体的な試みの先駆として、一九二九年にフーバー大統領の下に組織された「社会動向に関する大統領調査委員会 (President's Research Committee on Social Trends)」を取り上げ、その内部における社会科学的知识の應用に関する対立の分析を行う。別稿で論じたように、一九二〇年代のアメリカ社会科学には、「実証主義的科学主義」を標榜するグループと実証主義的な方法論を受け入れない広義の経験主義的なグループとの対立のほかに、実証主義的なグループ内部における対立も存在している。⁽⁵⁾ 本稿は、そうした実証主義的グループ内部における対立にも、知識の「應用」をめぐる論点が密接に関わっていることを明らかにすることで、アメリカ社会科学における「実践的なもの」の持つ特殊な位置を明らかにしようとするものである。

1 社会科学と政策の連関

前述したように、アメリカ社会科学はきわめて強い実践的な関心を出発点としつつ、既存の政治過程に外在的な形で、その権威を確立することを目標とした。したがって、社会科学的知识が政策過程に影響を与えるためには、それが政治過程において何らかの特権的な知識として扱われる根拠を明らかにしなくてはならない。アメリカ

の初期社会科学構想は、こうした社会科学的特権性の根拠を、「科学性」の問題と同一視することによって解決しようとした。つまり、社会科学の「科学性」こそが、社会科学的知识の特権性を生み出す基礎となっているのである。⁽⁶⁾

そのため一九世紀の後半から二〇世紀の前半にかけて進行した社会科学の制度化は、社会科学を政策過程とは別の論理である「科学の論理」に基づくものとして形成した。すなわち、社会科学的な調査・研究は、政治的関心とは異なる社会科学の論理に基づいて提起された問題関心によって構成されるものとされたのである。このような制度化の形態においては、社会科学の知識と政治過程とのリンケージは、偶然的なものにとどまる。つまり、社会科学の論理の内部に十分な根拠を持たない、特定の政治的・イデオロギー的な関心に基づく議論は、社会科学の世界からの排斥の対象となる一方で、社会科学の関心にしたがって提起された問題について、科学的な方法にしたがって進められる分析に関しては、それが政治的にかなる意味を持つ結論を導くものであっても、科学的な知識としては認容されねばならないものと考えられたのである。

こうした初期社会科学の枠組を一変させたのは、第一次世界大戦における戦時協力である。社会科学の知識の有用性の認識、とりわけ社会的な諸力の数量的把握と解析の技術の政策立案に対する有用性は、軍需産業委員会 (War Industries Board) や中央計画統計局 (Central Bureau of Planning and Statistic) における社会科学者の活動により、政府の認知するところとなった。その結果一九二〇年代に入ると、社会の数量的な把握としての「社会調査 (social research)」を結節点として、社会科学と政策過程との間の距離が、急速に縮まっていったのである。つまり、大学に拠点を置く社会学者たちが、学術財団の支援を受けて、社会科学の問題関心のもとに実施した大規模な社会調査に基づく研究が次々と現われる一方で、そうした研究成果が行政によって利用されること

が、少なくとも暗黙のうちには前提とされていたのである。これは、社会科学的知识と政府との事実上のリンクが成立し、社会科学的知识が「データ」として政策過程に投入されていく段階に入ったと評価することができる。その典型例はコロンビア大学の経済学者ウヰズレイ・ミツチェルを中心にして創設された全米経済研究所 (National Bureau of Economic Research) と、シカゴ大学の政治学者チャールズ・メリアムやミツチェルが中心となった社会科学研究評議会 (Social Science Research Council) である。⁽⁷⁾

こうして、一九二〇年代のアメリカ社会科学は、「データ」としての知識の利用の方向に大きく方向を転換し、それによって、政策過程との距離を縮めることに成功した。それは、依然として社会科学的知识の下に組織されているという意味で社会科学の枠内にとどまるものである一方で、社会科学的知识の蓄積が、さまざまな現実の社会問題への応用を生み出す現実的なルートが開拓されたという点において「社会科学の応用」(application of the social sciences) とでも呼ぶべき、新しい社会科学の展開の可能性をもたらしたのである。「社会動向」委員会の一員でもあったノース・カリフォルニア大学のハワード・オダムは、委員会報告書の刊行にあわせて出版された *Social Forces* 誌の特集号の中で、近年の社会科学における発展の一形態として、「応用」または「利用」に対するその関心の高まりをあげ、社会科学においても、自然科学同様に、その知識の利用や応用への関心が「科学のそれ自体の発展よりも加速されつつある」と指摘している。⁽⁹⁾

ところで、このような「社会科学的知识」が政策立案者に対して提供可能な「データ」とは、いかなるものなのであろうか。ここで想定されているのは、政策立案者が、自らの知識が十分でない領域の政策を立案する場面に、必要な知識を社会学者が提供するという関係である。しかし、こうした関係が成り立つためには、社会科学的知识と政策過程に必要な知識とが、同一視しうるものではなくてはならない。しかし、社会科学の論理と政治

の論理との切断を前提として制度化したアメリカの社会科学にとつては、社会科学的問題関心から収集されるデータと、政策的な必要から要求されるデータとは、必ずしも一致するものではない。複数の関心に基づいて現実が分析しうる以上、客観的な「データ」の形で現実を定義することは必ずしも容易なことではない。そのため、科学的な知識から政策過程で必要とされる知識への変換過程が介在することになる。

先進民主主義国における政策担当者と社会科学の知識との関係を包括的に検討したヴィットロクは、政策担当者の持つ論理と社会科学の知識の論理が一致しているか否か、調査の関心が社会科学の関心に基づいているのか、政策的な関心に基づいているのかによって、政策過程における社会科学の知識のあり方を四つに分類している。¹⁰⁾ すなわち、社会科学の知識の領域と政策領域が異なる論理によって規定されており、主要な関心が調査そのものに向けられている「啓蒙的モデル」、両領域の論理が異なっており、主要な関心が政策形成にある「古典的官僚制モデル」、社会科学の知識と政策領域の論理が一致しており、その主要な関心が調査にある「テクノクラティック・モデル」、両領域の論理が一致しており、その主要な関心が政策形成にある「工学的モデル」である。「啓蒙的モデル」とは、「社会科学の知識が問題を解決するというよりは、概念、命題、試行、経験的一般化といった知的な道具立てを提供するものと考えられている。……ある一定程度の時間と多くの研究を通して、アイデアが政策担当者や思慮深い公衆の意識の中に浸透していく。それらは、政策担当者が問題を規定し、その問題を扱うために検討する選択肢を規定するのに、一定の役割を果たす」のである。これに対して、「テクノクラティック・モデル」においては、分析と調査は決定を促進するためのものとしてとらえられる。不確実な未来に対して政府が「大きな能力不足」に陥ったときに、主要な政策担当者を体系的に訓練することで、分析的な技法と「顧問団」によるその利用を決定的に増加させる方法である。ここでは、調査分析が政策に分析を与えることが当然と見なされ

るのである。また、「古典的官僚制モデル」は、官僚の領域が合理化されていると想定するが、その合理化が一組の形式的な規則と法の組み合わせの応用に関心を持つ、合理的で階層的に秩序づけられた行政機構の形態として表現されると考えるものである。ここでは、法的な訓練を受けた人員がもつばら必要とされ、社会科学的知识は必要とされない。最後に「工学的モデル」は、政策過程の高度に合理的な概念と政策形成過程の要求に社会調査の要求が従属することに特徴付けられる。このモデルに基づいて行われた調査の結果は、多くの場合政策過程において「データ」として扱われることになる。

このヴィットロクスの図式を前提にして一九二〇年代におけるアメリカ社会科学の論争点を整理すれば、この時期に現れてきた社会科学的知识の応用に関する構想は、二つのモデルにあてはまるものと考えることができる。ひとつは、「啓蒙モデル」的な選択肢である。ここでは、社会科学の視点から加工されたデータを元に、政策過程にとつても有意義な問題を提起し、有効な政策オプションを提示することは、データとその加工にもつとも精通している社会科学者の役割としてとらえられる。この場合には、社会科学者の役割は、単なる事実の発見と提示にとどまらず、それが持つ意味を解釈し、提示することである。もう一つの選択肢は、「テクノクラティック・モデル」に相当するものである。この場合には、社会科学者は一切の政策オプションの提示を放棄して、政策的な必要から要求される純粋に事実だけを提示し、政策担当者が自らそのデータを解釈して、政策を立案することになる。ここでは、政策立案者自らがデータの解析・解釈者としての技能を有していなくてはならず、そのような解釈者に対して、社会科学者はデータ提供者としての役割のみを果たすことになる。こうした政策立案者の能力に対する高い期待の背景には、一九二〇年代の社会科学方法論が依拠していた科学一元論的な発想と素朴な帰納主義がある。つまり、社会科学の方法は自然科学の方法と同様であり、ある程度以上の事実の蓄積によって、それら事実の間の

関係としての法則が自動的に導かれることが想定されていたのである。したがって、それを応用するに際しても、前提となる一群の法則と対象に関する正確な事実が提示されれば、十分であることになる。こうして社会科学の応用に積極的な一九二〇年代のアメリカ社会科学は、しかし、その応用の過程において社会学者が果たすべき役割について、二つの対立する見解を有していたとみることができる。⁽¹¹⁾

2 「社会動向」委員会における対立

一九二九年九月フーバー大統領は、「近年の経済的変化に関する委員会」(Committee on Recent Economic Changes) などの商務長官時代に成功を収めた方式を拡大して、アメリカ社会全般の動向に関する調査委員会の設置を提案した。この委員会は、社会科学の各分野の専門家によって組織され、その資金はロックフェラー財団から提供された。⁽¹²⁾ その意味では、この委員会は一九二〇年代の社会科学の典型例とでもいべき形式を持っている。この委員会には、ミッチェル、メリアムという一九二〇年代の社会科学の動向を代表する二人の社会学者がそれぞれ、座長および副座長として参加していた。しかし、実際の共同研究の主導権を握ったのは、研究責任者となったシカゴ大学のウィリアム・F・オグバインとハワード・オダムである。特にこの研究においてオグバインの果たした役割は大きく、この委員会の報告は後に「オグバイン・レポート」と通称されることになる。一九二九年一二月に正式に発足したこの委員会は、翌三〇年には具体的なトピックスと執筆者を選定した上で、一九三一年末をデッドラインとして報告書の執筆を進めることになった。

しかし、報告書の編集過程において、委員会の内部および執筆者と委員会との間で、いくつかの厳しい対立が生

じた。第一の対立は、オグバーンによる厳しい研究方法の制約とそれに対する反発である。オグバーンは、執筆者に対して「方法に関する覚書」を配布したが、この覚書は、きわめてテクノクラティックなオグバーンの指向性を明確に反映したものである。そこでは、この委員会の「調査の目的は、社会動向の事実を調査することであり、各章の目的は、立法府や行政府が政策を形成する際に利用しうるような基礎的な経験的な材料を記録し、集積することにある」と規定し、データ解析の方法を統計的な方法に限定すると同時に、基礎的な経験的データの記録と収集のみが許されることが明示されていた。さらに、個人の主観的な「意見」(opinion)を含む勧告や提案は一切含まれてはならないことが強調されていた。¹³⁾ こうした執筆方針に対するオグバーンの態度はきわめて厳格であり、報告書編集の過程では多数の執筆者に対して書き直しが要求されたが、同時にこれに対する反発も強く、特にメリアムはオグバーンの方針からは認容できない報告を寄せ、オグバーンとの間で激しい論争になった。一九三二年三月四日に、ニューヨークで行われた編集会議において、オグバーンがメリアム報告には証拠が不足していることを指摘し、ハントも「データよりもあなたの権威に依拠して」書かれていると批判したのに対して、メリアムは、オグバーンの厳格な科学的方針が実際には実現不可能である以上、データの客観性ではなく、特定分野の研究者としての経験に基づく分析にこそ、社会科学者の分析の意味があると主張した。¹⁴⁾

この対立の背景には、社会科学的なデータの蓄積量に対する評価の違いがある。メリアムは、素朴帰納主義的な観点から、現時点における社会科学的な調査によって蓄積されたデータからは、帰納的な形で法則を導出することは困難であると考えていた。委員会においても、オグバーンの方針に従えば、「報告書が完成するまでに後一〇年はかかる」ことをあげて、その非現実性を批判している。¹⁵⁾ これに対して、オグバーンにとって、データ収集の作業とその分析・解釈の作業とは区別されるものであり、仮に帰納主義的な方法に基づいて、社会科学的なデータの解

釈が不可能であったとしても、政策立案に有用なデータの解釈はなお可能であり、したがって社会科学には不完全なデータの蓄積も、その限りにおいては政策的には意味を持つことがあり得るのである。

第二の対立は、調査結果の扱いについてである。フーバー大統領との連絡役であった E・E・ハントは、委員会の発足当初から報告書の進捗状況にかかわらず、個別の領域に関する数量的なデータが集まり次第、それを大統領による政策立案に利用できることを期待していた。⁽¹⁶⁾ オグバーンはこうした期待に応えることに積極的であったが、編集会議の席上では、メリアムが最終的な刊行物になるまでは、大統領といえどもそれを目にすべきではないと主張して、これに激しく反対したため、結局収集されたデータは、報告書の完成前に大統領に渡されることはなかった。

オグバーンが、この提案に積極的であった理由は、この委員会の目的があくまでも調査によるデータの蓄積に限定されており、それに対する解釈や具体的な政策プログラムの提起をすべきものとは考えていなかったからである。ハントはオグバーンに対して、次のように書き送っている。「大統領が、渡された素材の使用に関してはフリーハンドを持っていると主張することは、きわめて当然であるように思われる。彼に渡されるべきものが出版される前に、可能性だけであっても、プランの検討がなされるべきである」。

これに対して、メリアムは、何らかの社会科学的分析により、データに対する解釈を付け加えることが社会科学的分析の自律性と、ひいては権威を保つことにつながることを指摘して、そうした解釈的な部分の存在こそがこの委員会の意味であると主張したのである。メリアムは、次のようにハントに書き送っている。「できれば、部分的で未完成の報告書を大統領に提出すべきではないと考えるのは、次のような理由による。……報告書がその仕事のために選ばれた技術者の最終的な製品になって初めてそれを目にしたといえる方が、大統領にとってもっとも

望ましい状況になるだろうからである。また、委員会は、同意できない様々な修正の要求に惑わされることや、実際はそうでなくても、そういう修正の要求に応じたという批判にさらされることもないからである⁽¹⁷⁾。ここで、メリアムは「技術者」(technician)としての社会学者の役割を単なるデータの収集ではなく、「最終的な製品」を作り出すこととして定義していると同時に、政策過程と社会科学的な研究の過程とを、対等なものとして明確に分けようとしている。

第三の対立は、出版の方法に関する対立である。報告書出版の具体的な計画を作成する段階になって、ハントは調査結果の概要を一般向けに紹介した文書を別途出版することを提案した。オグバーンは報告書とは別に出版されることを条件としてこれを認める姿勢を示したが、メリアムは一貫してそれに反対した⁽¹⁸⁾。また、報告書中に、報告全体を要約し、各章での知見を統合する要因について分析した序論を含めるべきであるとオグバーンが主張したのに対して、メリアムはそのような序論の執筆可能性そのものに否定的であり、オグバーンの再三の執筆要請を固辞した。しかし、両者の妥協としてミツチエルが執筆した序論に対しては、オグバーンはそれがあまりに解釈的であるとして、厳しい批判を加えたのである⁽¹⁹⁾。

一見したところ複雑に絡み合っているかに思えるこれらの対立は、前述した「データ」としての知識利用のジレンマを考慮するとき、その意味をはっきりと理解することができる。委員会内でフォーバーの意向を体现していたハントは、この調査の目的が政策にあり、社会学者の役割を政策の実現に必要な事実としてのデータの提供に限定していた。そして、そのデータを解釈し具体的な政策に転換する作業は、もっぱら政策立案者である大統領に委ねられるべきであると考えていた。この考え方に、明確に賛意を示したのは、実際に調査を主導したオグバーンやオダムである。彼らは、政策立案に必要なデータを提供するために、調査の目的をデータの集積に限定し、そこに一

切の解釈が入ることを排除しようとした。オグバーンは、報告書の執筆をデータの「翻訳 (translation)」と表現したが、それはデータの収集や処理に関する専門家としての社会科学者の自意識を表すものであると同時に、適切に処理されたデータを正確に言語表現に転写することしか、社会学者には許されていないという方法的な認識を示している。それゆえ、データの解釈や、それを技術者以外に理解可能な形に翻案することは、他の適切な主体に委ねるべきであることになる。政策立案者であれ、啓蒙書の執筆者であれ、社会学者以外の何ものかが解釈者でなければならぬのである。ここでは、社会科学と非社会科学の境界線は、データとその解釈の間に引かれている。

これに対して、メリアムの立場は、統計的な方法によって処理されたデータが「客観的なもの」であるという認識それ自体に疑問を持っていた。彼は、最終的に確立された科学的法則に基づいてデータが選択されているのではない以上、データの選択や重要性の評価それ自体の中に分析者の解釈が紛れ込まざるを得ないことを認識していた。それゆえ、メリアムは、社会科学的な論理の自律性に基づいて、集積された事実に対する解釈を提示すべきであり、それによってこの調査の政治に対する自律性が証明されると考えた。そして、この解釈に権威を付与するのは「科学的な法則」ではなく、特定の社会分野の状況と動向を長期にわたって追跡することによって得られるその社会領域の専門家としての能力であり、それが単なる事実の集積を越え社会科学者の知識を「専門知識」として引証する価値を持たせているのである。したがって、メリアムは解釈の施されていない生のデータを大統領に提出するというオグバーンやハントの考えには断固として異議を唱え、オグバーンの編集方針にもかかわらず、統計的なデータの「翻訳」の枠を越えて、データからは必ずしも導出できない解釈を含む論考を、政治現象の専門家としての権威の下に執筆することになったのである。序論の執筆に対する消極的な態度も、政治・行政に関する部分以外

では、解釈を行うのに十分な専門性を有していないからであることを、メリアムは明言している。ハントが、メリアムに対して行った「データではなく権威に依拠している」という批判は、実のところメリアムにとっては批判ではなかった。逆に、そうした「権威」こそが、科学的な法則が未確立な段階における政策過程における「専門家」としての社会科学者の立場を支えているというのが、メリアムの基本的な発想であったのである。

3 「社会動向」委員会の意味

結局、この委員会は一六〇〇ページに上る大部の報告書を生み出した。その意味では多産なプロジェクトであった。しかし、その過程において一九二〇年代の社会科学を主導してきた人々の間で生じた「社会科学の応用」をめぐる亀裂によって、一九二〇年代の社会科学の認識的・社会的な枠組は緩やかに崩壊していくことになる。⁽²²⁾

一九二〇年代の社会科学が持っていた内的な困難を改めて整理すれば、次のようにいうことができるであろう。一九二〇年代の社会科学は、認識論的には帰納的な経験主義に依拠していた。つまり、データの蓄積を十分に行うことによって、社会法則なり傾向性を発見することが可能であると想定されていた。⁽²³⁾しかし、データの蓄積が不十分であり、したがって、社会学者が確定的な社会法則なり傾向性に到達し得ない場合には、社会学者はいかなる態度をとるべきであろうか。オグバーンとメリアムは、こうした未完成の社会科学的知识が、なんらか意味を社会的に持ちうる、つまり「社会科学の応用」が可能であると考える点では、共通している。

しかし、オグバーンは、その社会科学的知识の意味を発見し、応用する役割を社会学者以外の何ものかに割り振ることによって、社会科学の「科学性」を、それゆえ政治的な中立性を維持することを選択した。「社会動向」

委員会の報告で多用される「事実発見」という言葉は、実のところそれらの応用可能性についての議論を社会科学者の手から引き離れた結果として生じるデータの集積、相関関係や回帰関係の多量の集積に他ならない。オグバーン自身の後年の言葉で言えば、「知識の集積 (pile of knowledge)」が、過渡期の社会科学の実態とならざるを得ない。²⁴⁾ こうしたデータの客観性の強調は、政策過程に対する社会科学の知識の有効性をアピールするのに有効である一方で、社会科学の独自の論理を放棄し、政策過程の論理にしたがうデータ処理の技術の提供者になる危険をはらんでいる、という批判を浴びることになる。²⁵⁾ 他方、メリアムの方向は、同じく現時点における「知識の集積」が客観的な法則の導出には不十分であることを前提としつつ、データの取捨選択や解釈を行うことこそが社会科学が「専門家」として政治過程に参与する意味であると考えられる。しかし、社会科学の法則性が未確立であり、それゆえ「すべての人を満足」させることは不可能であるとすれば、社会科学者の解釈は必然的に政治的対立に巻き込まれざるを得ない。社会科学が現段階において、なんらかの意味を持ちうるとするならば、それは必然的に政治的な対立の中に社会科学がおかれることを意味することになるのである。

社会科学の知識は、社会を外在的に観察する知識として政府の政策的な知識との競合関係に立つ。それゆえ、それが政策過程の論理とは異なる論理に立つものとして権威を持ちうるか否かは、それ自体論証する必要のある問題であった。そして、その権威を支える「科学性」と「自律性」が背反し合う条件におかれたとき、「科学性」を重視する立場と「自律性」を重視する立場に分解していくのである。一九二〇年代の社会科学構想は、「科学性」の確立による社会科学の知識の「専門的権威」の確立というアメリカ社会科学の課題が、いかに実現困難であったかを示しているのである。

(*) 本稿は、科学研究費基盤研究(B)「先進諸国の経済政策形成における専門性の役割 (課題番号19330030) による研究成果の一部である。

- (1) 分野横断的なアメリカ社会科学史については、Dorothy Ross, *The Origins of American Social Science*, Cambridge UP, 1991 が、依然としても基本的な視点を提供している。
- (2) Mary O. Furner, *Advocacy and Objectivity: A Crisis in the Professionalization of American Social Sciences*, 1975, p. 3. したがって、「ASSAのメンバーたちは、社会科学的なデータを収集して、それを直接に社会問題に適用しようとしていたのであって、彼らが教師となるのは、政策に影響を与えるあらゆる方策が無に帰した後のこと」なのである。Ibid., p. 4.
- (3) ここでは、個別の諸分野についての詳しい言及は行わない。全体的な見取り図を提供しているものとして、Ross, *op. cit.* および Peter T. Manicas, “The Social Science Disciplines: American Model”, in Wagner, Wittrock and Whitley, *Discourse on Society: The Shaping of the Social Science Disciplines*, Kluwer Academic, 1991, pp. 45-7を参照。また、社会学については Robert C. Bannister, *Sociology and Scientism: The American Quest for Objectivity, 1880-1940*, Chapel Hill, 1987、政治学に関しては John G. Gunnell, *The Descent of Political Theory: The Genealogy of an American Vocation*, Chicago UP, 1993 の記述が詳しい。
- (4) この点については、拙稿、「戦間期アメリカ社会科学の一断面」、政治思想史学会編、『政治思想史研究』第六号、六一―八二頁、二〇〇六年を参照。
- (5) 同上。
- (6) この点に関しては、Robert C. Bannister, *op. cit.* を参照。
- (7) こうした一九二〇年代の社会科学における「応用」への転換と、それがもたらした方法的な対立状況に関しては、Mark C. Smith, *Social Science in the Crucible: The American Debate Over Objectivity and Purpose, 1918-1941*, Duke University Press, 1994, 特に Chapter 2 および Chapter 3 を参照。
- (8) 政策形成過程における調査研究の利用形態を分析したキャロル・ヴァイスは、調査研究の結果が、政策過程に投入されるに際して、データ、アイデア、論証(argument) という三つの形態があることを指摘している。後述するヴァットロックとの図式と

も関係するが、調査結果がデータとして利用される場合、それを政策の形に変換する作業を担うのは政策担当者になる。これに対して、アイデアという形で利用される場合、それは直接には政策形成過程に影響を与えるわけではないが、政策担当者を「啓蒙する」ことで、間接的な影響を与えうる。他方、「論証」としての利用とは、ある特定の価値や政策を擁護するために調査研究が利用されるもので、そこでは擁護しようとする価値や政策に不適切なデータは、体系的に無視されることになる。Carol Hirschon Weiss, "Policy Research: Data, Ideas, or Arguments?", in Peter Wagner, Carol H. Weiss, Bjorn Wittrock and Hellmut Wollman (eds.), *Social Sciences and Modern States: National Experiences and Theoretical Crossroads*, Cambridge UP, 1991, pp. 307-332.

(9) Howard W. Odum, "Notes on Recent Trends in the Application of the Social Science", in *Social Forces*, Vol. 11, No. 4, 1933, p. 485. また「この論考の原型と思われる Odum の草稿 "Project 29 - Trends in the Application of Social Sciences", *Ogbum Papers*, Fol. 17 を参照。

(10) Bjorn Wittrock, "Social Knowledge and Public Policy: Eight Models of Interaction", in Wagner, Weiss, Wittrock and Wollman (eds.), *op. cit.*, pp. 336-341.

(11) 後述するように「このような対立は、大統領委員会においても常に意識されてきた。しかし、結果としてそうした対立の決着が曖昧なまま報告書が執筆されることになる。こうした大統領委員会、あるいは、素朴経験主義グループ内部の「応用」をめぐる対立を、チャールズ・ピアードは、鋭く指摘している。オタムの論説が掲載された *Social Forces* 誌の特集号において、ピアードは、報告書中で用いられている「動向 (trend)」概念の曖昧さを指摘し、そうした曖昧さは、経験的な調査が「目的・計画・権力の強力な武器であるが、しかし、それは思考の、目的の、意志の代替物とはなり得ない」ことに由来するとして、その限界を論じている。また「*The Yale Law Review* 誌に掲載された書評では大統領報告書が「経験的方法の来るべき危機を反映したもの」と断言している。Charles A. Beard, "Limitations to the Application of Social Science Implied in Recent Social Trends, in *Social Forces*, Vol. 11, No. 4, 1933, pp. 505-510 4-43 Id., "Fact, Opinion, and Social Values", in *The Yale Law Review*, Vol. 22, 1933, pp. 595-597 を参照。

(12) この委員会の活動の概要については Barry Karl, "Presidential Planning and Social science research: Mr. Hoover's Experts", in *Perspectives in American History*, Vol. 3, pp. 347-409, 1969 4-43 Smith, *op. cit.*, pp. 50-83 を参照。なお「この委

委員会の記録は、シカゴ大学特別コレクション研究センター所蔵の *William F. Ogburn Papers* に納められている。

- (13) William F. Ogburn, "Memorandum to the Investigators for The President's Research Committee on Social Trends Feb. 15, 1932", in *Ogburn Papers*, Fol. 5. この方法に関するメモは、22ページにもはるかにわたって詳細なものであり、オンバーンの方法論が明快に表現されている。その内容の分析は別稿で行う。
- (14) Karl, *op. cit.*, pp. 389-390. 一九三二年二月一三日の会合においても、同様のテーマをめぐって、メリアム、オグバーン、オナム、ハントによる激しい論争が行われている。"Proceedings of Meeting Feb. 13, 1932", *Ogburn Papers*, Fol. 14, pp. 319-331.
- (15) *Ibid.*
- (16) Karl, *op. cit.*, pp. 382-383, 389-391. "Hunt to Ogburn, January 27, 1930", *Ogburn Papers*, Fol. 3.
- (17) Karl, *op. cit.*, pp. 389.
- (18) "Proceedings of Meeting, Mar 14, 1932", *Ogburn Papers*, Fol. 16, pp. 90-125.
- (19) Smith, *op. cit.*, pp. 72-75.
- (20) "Memorandum to Investigators", *op. cit.*, p. 21.
- (21) "Proceedings of Meeting, June 20, 1932", *Ogburn Papers*, Fol. 3, pp. 41-43.
- (22) こうした社会科学と政治の枠組の変化の延長線上に、ニューディール期の専門家登用がある。ニューディール期における社会科学構想については別稿を期したいが、それは二〇年代の社会科学構想からの断絶ではなく、その内部に胚胎した問題状況にも起因していることを示すのが本稿の目的でもある。なお、この点に関しては、Karl, *op. cit.*, pp. 405-409 も参照。
- (23) Alain Desrosieres, "How to Make Things Which Hold Together: Social Science, Statistics and the State", in Wagner, Witrock and Whitley (eds.), *op. cit.*, 1991, pp. 195-218.
- (24) William Ogburn, "The Political Thought of Social Classes", *Political Science Quarterly*, Vol. 31, 1916, p. 310. 本た Bannister, *op. cit.*, pp. 173-185 を参照。
- (25) コブーンは「この問題を的確に指摘している」。Beard, "Limitation", *op. cit.*, p. 510.